

府中市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

令和4年1月5日

府中市要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第23条、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17及び第115条の27並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、市が行う指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(指導及び監査の目的)

第3条 指導は、サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令及び通達に対する適合状況等について、個別に明らかにし、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者の保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

2 監査は、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関し、法に定める勧告、命令、指定の取消し及び期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止に該当する場合又は不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者の保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第4条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等

とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
 - (2) 指定地域密着型サービス事業者
 - (3) 指定居宅介護支援事業者
 - (4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護医療院の開設者
 - (5) 指定介護予防サービス事業者
 - (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
 - (7) 指定介護予防支援事業者
- (指導方針)

第5条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、法令及び通達に照らし改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを方針として実施するものとする。

(指導形態)

第6条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて実施する講習、オンライン等の活用による動画の配信等の方法により行う指導
- (2) 運営指導介護サービスの実施状況指導（個別サービスの質（施設及び設備並びに利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導をいう。以下同じ。）、最低基準等運営体制指導（介護保険施設等指導指針（令和4年3月31日付老発0331第6号厚生労働省老健局長通知別添1。以下この号において「指導指針」という。）第2に規定する基準等に規定する運営体制に関する指導（介護報酬の請求の適正な実施に関するものを除く。）をいう。以下同じ。）及び報酬請求指導（介護報酬の請求の適正な実施に関する指導をいう。以下同じ。）の内容について、指導指針第3第2項第3号に規定する確認項目及び確認文書を基に、次のいずれかの形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所又は施設において実地で行う指導及び実地で行う指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別

に行う指導

ア 一般指導 市長が単独で行うもの

イ 合同指導 市長が厚生労働大臣、東京都知事等と合同で行うもの

(指導対象の選定基準)

第7条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の各号に掲げる指導の形態に応じ、当該各号に掲げる選定基準及び一定の計画に基づいて対象の選定を行うものとする。

(1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案を始めとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導 次のア及びイの形態に応じ、当該ア及びイに掲げる基準により選定する。

ア 一般指導 実施頻度及び個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう市長がサービス事業者等を選定する。

イ 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(指導の実施方針及び実施計画)

第8条 市長は、効率的かつ効果的に指導を実施するため、指導の重点事項、指導目標、指導項目等掲げる実施方針を別に定めるものとする。

2 市長は、前項の実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成、運営指導等の実施時期等を含む実施計画を別に作成するものとする。

(集団指導の実施方法)

第9条 市長は、集団指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。

2 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び高齢者虐待事案を始めとした過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとする。この場合において、講習の方式による場合は欠席したサービス事業者等に当日使用した必要書類を送付する等必要な情報提供を行い、オンライン等の活用による動画の配信等の方式による場合は配信動画の視聴、資料の閲覧状況等について確認を行うものとする。

(運営指導の実施方法)

第10条 市長は、運営指導をサービス事業者等の指定の有効期間内に1回以上行うものとし、運営指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、原則として、実施予定日の1か月前までに、運営指導の根拠規定及び目的、日時及び場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等、運営指導当日の進め方及び流れ等を文書により、当該サービス事業者等に通知するものとする。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

2 市長は、運営指導の実施に当たり、サービス事業者等に対して、あらかじめ当該運営指導に必要となる書類等の提出を求めることができる。

3 運営指導は、介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日付老発0331第7号厚生労働省老健局長通知別添）等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行うものとする。ただし、施設及び設備並びに利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認ができる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

4 運営指導は、2人以上の指導班を編成して実施するものとする。

5 運営指導の結果については、後日文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。

6 前項の規定による通知において改善又は調整を求められたサービス事業者等は、当該通知の発送日から30日以内に、改善状況等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（監査への変更）

第11条 市長は、運営指導を実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 東京都知事及び市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

- (2) 介護報酬の請求等について、不正を行っていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
(指導後の措置等)

第12条 市長は、第10条第5項の報告書の提出があった場合において、改善を指摘した事項に係る改善状況が不十分なサービス事業者等については、必要に応じて、再度、運営指導を行うものとする。

2 市長は、運営指導の結果、サービス事業者等のサービスの内容又は介護給付等に係る費用の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、介護報酬等の自主返還を行うよう指導する。この場合において、自主返還を完了した当該サービス事業者等は、その旨を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(監査方針)

第13条 監査は、介護給付等対象サービスの内容、介護報酬の請求等に関する事項について、東京都知事及び市長が定めるサービス事業者等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について不正を行っていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合若しくは不正の手段により指定等を受けていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等サービスの利用者、入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市長が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、市長が、当該サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他

の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針として実施するものとする。

（監査の選定基準）

第14条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 市長が高齢者虐待防止法に基づき認定した虐待に関する情報又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると市長が認めた情報
- (3) 東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (4) 連合会及び保険者からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者に関する情報
- (6) 運営指導において市長が認めた指定基準違反等又は人格尊重義務違反に係る情報（その疑いがある場合を含む。）

（監査の実施方法等）

第15条 市長は、監査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、監査の根拠規定、日時及び場所、監査担当者、出席者、必要な書類等並びに虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定を文書により監査開始時に通知した上で、サービス事業者等に対し、立入検査等を行うものとする。ただし、第11条の規定により運営指導の実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該通知する事項を含め、監査を実施する旨を通告するものとする。

2 監査は、実地指導運営指導の指導班を中心に職員2人以上の監査班を編成して実施するものとする。ただし、問題の性質等に応じて、課長級の職にある者を長とした職員3人以上の特別班を編成して実施することができる。

3 市長は、指定権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設開設者、介護老人保健施設開設者、指定介護療養型医療施設開設者、介護医療院開設者及び指定介護予防サービス事業者について、監査を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事に対して行うものとする。

（監査結果の通知等）

第16条 監査の結果については、後日文書により当該サービス事業者等に通知

するものとする。

2 前項の規定による通知において改善を求められたサービス事業者等は、改善状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(行政上の措置)

第17条 市長は、市が指定権限を有しているサービス事業者等（次項及び次条第2項において「市指定サービス事業者等」という。）に対する監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第78条の9第1項、第83条の2第1項、第115条の18第1項、第115条の28第1項の規定による勧告を機動的に行うものとする。

2 監査を所管する課の課長は、前項の勧告を受けた市指定サービス事業者等が正当な理由なく勧告に係る措置を採らなかったとき、又は監査の結果、市指定サービス事業者等が指定の取消し等に該当すると認められたときは、それぞれ命令及び指定の取消し等の要件に該当する旨を、当該処分を所管する課の課長に通知するものとする。

(東京都への通知)

第18条 市長は、東京都が指定権限を有しているサービス事業者等に対して、指導又は監査を行ったときは、当該指導又は監査に係る結果を東京都知事に通知するものとする。

2 市長は、市指定サービス事業者等に対する監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の事実が認められたときは、その旨を文書によって東京都知事に通知するものとする。ただし、東京都知事及び市長が同時に監査を行った場合には、当該通知を省略することができる。

(関係機関等との連携)

第19条 指導及び監査の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに連合会との連携を図るものとする。

(報告)

第20条 指導及び監査の実施状況については、必要に応じて厚生労働省及び東京都に報告するものとする。

(様式)

第21条 この要綱について必要な様式は、別に定めるものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年9月2日要綱第88号）

この要綱は、令和4年9月2日から施行する。